

農薬取締法の一部を改正する法律案 参照条文

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第一条の二（略）

2（略）

3 この法律において「製造業」とは、農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業をいい、「輸入業」とは、農薬を輸入してこれを販売する事業をいう。

4 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農薬の販売の事業を営むものをいい、「防除業者」とは、農薬を使用して行なう病虫害の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の事業を営む者をいう。

5（略）

（製造業者及び輸入業者の農薬の登録）

第二条 製造業者又は輸入業者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを販売してはならない。ただし、輸入業者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしなければならぬ。

一 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所

二 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

三 販売する場合の容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量

四 適用病虫害の範囲（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、適用農作物等の範囲及び使用目的。以下同じ。）及び使用方法

五 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

六 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

七 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

八 貯蔵上又は使用上の注意事項

九 製造場の名称及び所在地

十 製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名

3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、独立行政法人農薬検査所（以下「検査所」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録の有効期間

三 申請書に記載する前項第二号及び第四号に掲げる事項

四 第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壤残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、それぞれ、「作物残留性農薬」、「土壤残留性農薬」又は「水質汚濁性農薬」という文字

五 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

六 製造場の名称及び所在地

4 5 6 （略）

（記載事項の訂正又は品質改良の指示）

第三条 農林水産大臣は、前条第三項の検査の結果、次の各号の一に該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

一 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。

二 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

三 当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。

四 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

五 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壤についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壤の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認めら

れる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

七 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の四において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の四において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

八 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

九 当該農薬の薬効が著しく劣り、農薬としての使用価値がないと認められるとき。

十 公定規格が定められている種類に属する農薬については、当該農薬が公定規格に適合せず、かつ、その薬効が公定規格に適合していない当該種類の他の農薬の薬効に比して劣るものであるとき。

2・3 （略）

（承継）

第五条の二 第二条第一項の登録を受けた者について相続、合併又は分割（その登録に係る農薬の製造業又は輸入業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその登録に係る農薬の製造業又は輸入業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその登録に係る農薬の製造業若しくは輸入業を承継した法人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

2 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造業又は輸入業の全部又は一部の譲渡をしたときは、譲受人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第二条第一項の登録を受けた者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、合併及び分割並びに事業の譲渡した場合にあつては合併若しくは分割又は事業の譲渡の日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出て、登録票の書替交付（一の農薬の製造業又は輸入業の一部につき分割により事業を承継し、又は事業の譲渡を受けた者にあつては、登録票の交付）を申請しなければならない。

4 （略）

（登録を受けた者の義務）

第六条 第二条第一項の登録を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、登録票を、製造業者にあつては主たる製造場に、輸入業者にあつては主たる事務所に備え付け、かつ、その写しをその他の製造場又は事務所に備え付けて置かなければならない。

2 第二条第一項の登録を受けた者は、同条第二項第一号、第三号又は第五号から第十号までの事項中に変更を生じたときは、その変更を生じた日から二週間以内に、その理由を附してその旨を農林水産大臣に届け出、かつ、変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する

場合にあつては、その書替交付を申請しなければならない。

3・4 (略)

5 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造業又は輸入業を廃止したときは、その廃止の日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

6 (略)

(申請による適用病虫害の範囲等の変更の登録)

第六条の二 第二条第一項の登録を受けた者は、その登録に係る同条第二項第四号の事項を変更する必要があるときは、農林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録票、変更後の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を農林水産大臣に提出して、変更の登録を申請することができる。

2~4 (略)

(職権による適用病虫害の範囲等の変更の登録及び登録の取消し)

第六条の三 農林水産大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第二条第二項第四号の事項を遵守して使用されるところの場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号の一に規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これらの事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要の範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第二条第二項第四号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分相手方に対し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録の場合にあつては変更後の第二条第二項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3 (略)

(作物残留性農薬等の指定等に伴う変更の登録)

第六条の四 農林水産大臣は、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項若しくは第十二条の四第一項の規定により作物残留性農薬、土壌残留性農薬若しくは水質汚濁性農薬の指定があり、又はこれらの指定の解除があつたときは、現に登録を受けている農薬で、これらの指定又は指定の解除に伴いこれらの農薬に該当し、又は該当しないこととなつたものにつき、遅滞なく、その旨の変更の登録をしなければならない。

2 (略)

(登録の失効)

第六条の五 次の各号の一に該当する場合には、第二条第一項の登録は、その効力を失う。

- 一 登録に係る第二条第二項第二号の事項中に変更を生じたとき。
- 二 第二条第一項の登録を受けた者が、その登録に係る農薬の製造業又は輸入業を廃止した旨を届け出たとき。
- 三 第二条第一項の登録を受けた法人が解散した場合において、その清算が終了したとき。

(登録票の返納)

第六条の六 次の各号の一に該当する場合には、第二条第一項の登録を受けた者(前条第三号の場合には、清算人)は、遅滞なく、登録票(第三号に該当する場合には、変更前の第二条第二項第四号又は同条第三項第四号の事項を記載した登録票)を農林水産大臣に返納しなければならぬ。

- 一 第二条第一項の登録の有効期間が満了したとき。
- 二 前条の規定により登録がその効力を失ったとき。
- 三 第六条の三第一項又は第六条の四第一項の規定により変更の登録がされたとき。
- 四 第六条の三第一項又は第十四条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

(登録に関する公告)

第六条の七 農林水産大臣は、第二条第一項の登録をしたとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第六条の四第一項の規定により変更の登録をしたとき、第六条の五の規定により登録が失効したとき、又は第十四条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次の事項を公告しなければならない。

- 一 登録番号
- 二 農薬の種類及び名称
- 三 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

(製造業者及び輸入業者の農薬の表示)

第七条 製造業者又は輸入業者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れないで販売する場合にあつてはその包装)に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、輸入業者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

- 一 登録番号
- 二 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字
- 三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四 内容量

- 五 登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法
- 六 第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壤残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、それぞれ、「作物残留性農薬」、「土壤残留性農薬」又は「水質汚濁性農薬」という文字
- 七 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 八 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 九 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 十 貯蔵上又は使用上の注意事項
- 十一 製造場の名称及び所在地
- 十二 最終有効年月

(販売業者の届出)

第八条 販売業者は、その営業所ごとに、左の事項を当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 当該営業所
- 三 卸売業及び小売業の別
- 2 販売業者は、前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項と同様に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出は、あらたに営業を開始した場合にあつてはその開始の日から二週間以内に、営業所を増設した場合にあつてはその増設の日から二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた日から二週間以内に、これをしなければならない。

(販売業者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第九条 販売業者は、容器又は包装に第七条(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条、第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の三第一項において同じ。)の規定による表示のある農薬でなければこれを販売してはならない。

2 農林水産大臣は、第六条の三第一項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第十六条第一項において同じ。)の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第六条の四第一項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号の一に規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林水産省令をもつて、販売業者(第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入業者を含む。次項において同じ。)に対し、農薬につき、第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければそ

の販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

3 前項の農林水産省令をもつて第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければならない旨の制限が定められた場合において、販売業者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定によつて製造業者又は輸入業者がした容器又は包装の表示とみなす。

4 製造業者又は輸入業者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について第二項の規定によりその販売が禁止された場合には、製造業者若しくは輸入業者又は販売業者は、当該農薬を防除業者その他の農薬使用者から回収するように努めるものとする。

(帳簿)

第十条 製造業者、輸入業者及び販売業者は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造業者及び輸入業者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売業者にあつてはその譲受数量及び譲渡数量(第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壌残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量)を、真実かつ完全に記載し、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第十条の二 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、加工し、輸入し、又は販売する農薬の有効成分の含有量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

2 製造業者又は輸入業者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(防除業者の届出)

第十一条 防除業者は、左の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所
 - 二 事業の内容
 - 三 営業所
 - 四 防除の方法及び防除に使用する農薬の種類
- 2 前項の規定による届出については、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

(防除業者に対する監督)

第十二条 前条の規定により届出のあつた方法による防除又は農薬の使用が農作物等、人畜又は水産動植物に害を及ぼすと認められるとき

- は、農林水産大臣は、防除業者に対し防除の方法の変更を命じ、又は当該農薬の使用を禁止するものとする。
- 2 前項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には、第六条の三第三項の規定を準用する。

(作物残留性農薬の使用の規制)

- 第十二条の二 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する農作物等についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、作物残留性農薬として指定する。
- 2 環境大臣は、前項の規定により作物残留性農薬の指定があつた場合には、遅滞なく、環境省令をもつて、当該作物残留性農薬に該当する農薬についての第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項の内容を勘案して、当該農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定めなければならない。
- 3 環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。
- 4 作物残留性農薬に該当する農薬は、当該作物残留性農薬に係る第二項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、使用してはならない。

(土壌残留性農薬の使用の規制)

- 第十二条の三 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する土壌についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、土壌残留性農薬として指定する。

- 2 前項の規定により土壌残留性農薬の指定があつた場合における当該土壌残留性農薬に該当する農薬の使用の規制については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

- 第十二条の四 政府は、政令をもつて、次の各号の要件のすべてを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまつて使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
- 二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまつて使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴つて認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴つて認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかの

いずれかであること。

2 都道府県知事は、水質汚濁性農薬に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則をもつて、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行なう当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

（作物残留性農薬等の使用の指導）

第十二条の五 作物残留性農薬、土壌残留性農薬又は水質汚濁性農薬を使用する者は、その使用に当たつては、農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第十四条の二第一項に規定する改良普及員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

（農薬安全使用基準）

第十二条の六 農林水産大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため必要があるときは、農薬の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（農林水産大臣及び都道府県知事の援助）

第十二条の七 農林水産大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

（報告及び検査）

第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造業者、輸入業者、販売業者又は防除業者その他の農薬使用者に対し、都道府県知事は販売業者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第十条の二、第十二条の二、第十二条の三、第十二条の四第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、その業務若しくは農薬の使用に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造業者、輸入業者又は防除業者その他の農薬使用者に対し、都道府県知事は販売業者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務若しくは農薬の使用に關し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

4 (略)

(検査所による検査)

第十三条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、製造業者、輸入業者、販売業者若しくは防除業者その他の農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2~4 (略)

(都道府県が処理する事務)

第十三条の三 第十一条及び第十二条第一項の規定による農林水産大臣の権限並びに第十三条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 都道府県知事が前項の規定によりした第十二条第一項の規定による処分につき不服申立てがあつた場合には、同条第二項の規定を準用する。

(権限の委任)

第十三条の四 第十一条、第十二条第一項並びに第十三条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(監督処分)

第十四条 農林水産大臣は、製造業者又は輸入業者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造業者若しくは輸入業者に係る第二条第一項の規定による登録を取り消すことができる。

2 農林水産大臣は、販売業者が第九条第一項若しくは第二項又は第十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販売業者に対し、農薬

の販売を制限し、又は禁止することができる。

3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、検査所に農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

4 都道府県知事は、販売業者がこの法律の規定（第九条第一項及び第二項並びに第十条の二第一項の規定を除く。）に違反したときは、当該販売業者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

5 (略)

(外国製造農薬の登録)

第十五条の二 (略)

2 5 (略)

6 第二条第二項、第三項及び第六項、第三条から第五条まで、第六条の五並びに第六条の七の規定は第一項の登録に、第二条第五項、第六条の三及び第六条の四第一項の規定は第一項の登録に係る農薬に、第五条の二から第六条の二まで、第六条の四第二項、第六条の六及び第七条（ただし書を除く。）の規定は登録外国製造業者に、第九条第四項及び第十条の二の規定は第一項の登録外国製造業者及びその国内管理人に準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「氏名（法人の）」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名（法人の）」と、同項第十号中「製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造方法」とあるのは「製造方法」と、同条第三項第五号中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けた者」と、第三条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第四条第一項中「二週間」とあるのは「一月」と、同条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第五条の二第一項及び第二項中「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、同条第三項中「二週間」とあるのは「一月」と、「製造業又は輸入業」とあるのは「二週間」とあるのは「一月」と、同条第五項中「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、「二週間」とあるのは「一月」と、同条第六項中「二週間」とあるのは「一月」と、第六条の五第二号中「第二条第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と、「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、同条第三号及び第六条の六第一号中「第二条第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と、同条第四号及び第六条の七中「第十四条第一項」とあるのは「第十五条の五第一項」と、同条第三号中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、第七条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を」とあるのは「第十五条の二第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(外国製造農薬の輸入業者の届出)

第十五条の四 第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入業者は、次の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該農薬の登録外国製造業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。

一 輸入する農薬の登録番号

二 輸入業者の氏名及び住所

2 前項の規定による届出をした輸入業者は、同項の届出事項中に変更を生じたとき及びその事実を廃止したときもまた同項と同様に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出は、新たに第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入業を開始する場合にあつてはその開始の日の二週間前までに、第一項の事項中に変更を生じた場合又はその事業を廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその事業を廃止した日から二週間以内に、これをしなければならない。

(農業資材審議会)

第十六条 農林水産大臣は、第一条の二第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第九条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は第十四条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、農業資材審議会の意見を聞かなければならない。

2 環境大臣は、第三条第二項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)(の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第十二条の二第二項(第十二条の三第二項において準用する場合を含む。)(の環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

(協議)

第十六条の二 農林水産大臣は、作物残留性農薬、土壌残留性農薬又は水質汚濁性農薬について、公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は第九条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

2 環境大臣は、第十二条の二第二項(第十二条の三第二項において準用する場合を含む。)(の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項、第七条、第九条第一項又は第十条の二（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第九条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者

三 第十二条第一項の規定による命令又は禁止に違反した者

四 第十四条第一項から第四項までの規定による制限又は禁止に違反した者

第十八条 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項、第八条第一項若しくは第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条第一項、第十五条の二第五項又は第十五条の四第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第十三条第一項若しくは第三項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第三項若しくは第十三条の二第一項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十五条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十八条の二 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第四項（第十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十二条の四第二項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けずに水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者

第十八条の三 第五条の二第三項、第六条第一項、第三項、第五項若しくは第六項又は第六条の六の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。